

# 家族のお金・生活を守る “50歳からの介護・認知症と相続”

(一社)ほほえみ信託協会が一般消費者向けに生活向上セミナー -下-



大田 勉氏

## 親子二世代ハッピーな介護・認知症・相続 目からウロコの生命保険活用

大田理事 講演要旨

一般社団法人ほほえみ信託協会(鈴木和弘代表理事)が6月27日に大阪・高槻の総合市民交流センターで行った「ウロコから学ぶ生活向上セミナー『家族のお金・生活を守る50歳からの介護・認知症と相続』」の第二部「大田勉理事(ニッケイ・グローバル株式会社代表取締役)による講演「親子二世代ハッピーな介護・認知症・相続 目からウロコの生命保険活用」」の要旨を紹介する。(第一部は7月22日号(8面)に掲載)

### 相続税かからなくても 子どもも2人以上なら

### “争続”を回避する対策が必須

日本は資産を残しにくく、譲りにくい、分けにくい、もめやすい国と言われています。なぜなのか。理由がわかれば対策がみえてきます。

マスコさんがリストラにば、3000万円(600万円×法定相続人の人数)の基礎控除があり、基礎控除を超えた部分に相続税がかかります。マスコさんがリストラにば、3000万円(600万円×法定相続人の人数)の基礎控除があり、基礎控除を超えた部分に相続税がかかります。

ここで忘れてはいけないことは、次の世代に財産を残すことも大事ですが、介護や年金など、ご自身の備えをしっかりとっておくことが大事だと思います。子どもに迷惑をかけないことが重要。極端に言えば、財産を全部使うのが一番良い対策だと思っています。

争族にならないために生前に意思を伝えることが重要です。公正証書遺言の家族信託③死亡保険金の受取人。継続年金の受取人。

### 納税資金対策のための生命保険 遺産分割協議が不要な 契約形態で現金を一時払 生命保険に変える有効策

次に、納税資金対策のため、課税対象額は次のように計算します。「節税対策」は非課税状態です。例えば契約者が子・孫、被保険者が被相続人祖父、死亡保険金受取人は子・孫とすると、税金は所得税になります(二次相続などはこの契約形態で納税資金づくり)。

相続税は一時所得とな 対策ができます。所得税 命保険一時払2000万 加入した生命保険で相続

### 財産の6割以上が分割しにくい 換金もしにくい不動産で占める

そんな時は、民法上の規定があるので、「あげた」「もらった」という贈与契約書を書いてください。書類なき贈与は取り消し可能です。「あげた」「もらった」OKですが、無駄使いは「認知症もカバーするもの」があるので、ご検討ください。

金100万円は贈与税の基礎控除です。相続税であれば低い税金で渡す方法があります。子どもを飛び越えて孫に生前贈与する方法もあります。

「あげた」「もらった」OKですが、無駄使いは「認知症もカバーするもの」があるので、ご検討ください。生前贈与の基礎控除額を有効活用する一例として、孫に310万円を贈与すると贈与税は310万円×110万円×10%×20万円(6.5%)。低い税率で贈与することができます。